

議案第19号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 夜勤回数超過手当

第3条中第12項を第13項とし、第7項から第11項を1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 夜勤回数超過手当は、市立病院に勤務する看護師、准看護師又は看護補助員が、夜勤（2交替制勤務における夜勤に限る。）に月5回以上従事したときに支給する。

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項夜間2次救急輪番制に伴う夜間看護手当の目の次に次のように加える。

夜勤回数超過手当	看護師 准 看護師 看 護補助員	夜勤（2交替）の回 数が月5回以上とな る場合に5回目以降 の夜勤（2交替）1 回につき 5,000円
----------	------------------------	--

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項放射線取扱作業手当の目及び検査作業手当の目を次のように改める。

放射線取扱作業 手当	診療放射線 技師	日額	200円
	第3条第1 0項第2号 の場合	日額	300円
検査作業手当	検査技師	日額	200円

別表の備考を次のように改める。

備考

- 1 医師確保手当の支給を受ける医師の医師免許取得後の期間の計算は、次により行うものとする。
 - (1) 医師免許を取得した日が属する年度において、当該医師免許取得後の期間が1年に満たないときは、これを1年として計算する。
 - (2) 医師免許を取得した日が属する年度後の年度については、当該各年度の4月1日を基準とし、その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は、1年とする。
- 2 夜勤回数超過手当の支給に係る夜勤（2交替）の回数の計算は、一の夜勤（2交替制勤務における夜勤に限る。以下同じ。）が月をまたいで行われる場合には、当該夜勤を開始する日の属する月の夜勤の回数として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。